

一般社団法人 富山水素エネルギー促進協議会  
「燃料電池自動車」ならびに「水素燃料電池フォークリフト」貸出  
利用規約

一般社団法人 富山水素エネルギー促進協議会(以下、「当協議会」という)が提供する“「燃料電池自動車トヨタ(以下「FCV」という)ならびに水素燃料電池フォークリフト(以下「FCフォークリフト」という)貸出”(以下「本サービス」という)」については、下記の利用規約に従って提供いたします。利用者が本利用規約に同意されない場合、本サービスを利用頂くことは出来ませんので、ご利用前に必ずご確認ください。

第1条(目的)

この規約は、富山県内の企業、法人、団体等が、富山県内において本サービスを利用することにより、広く水素エネルギーの利活用について理解を深めてもらう機会を提供するため、必要な事項を提示するものです。

第2条(適用)

1. 本利用規約は、本サービスを利用する全ての方に適用されます。
2. 当協議会は、事前予告なく、また利用者の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更できるものとします。利用者が本利用規約変更後に本サービスを利用した場合、変更後の本利用規約に同意したものとみなします。

第3条(利用条件)

1. 貸出の条件は、次の各項目に該当する場合とします。
  - (1) 当該車両を汚損させるおそれがなく、適切に管理・保管の上、利用できること。
  - (2) 協議会の活動報告、HP、マスメディア等への写真掲載にご協力いただけること。

第4条(貸出車両)

1. 貸出を行うFCV車両は、下記のとおりです。
  - (1) FCV車両 トヨタ MIRAI
  - (2) FCフォークリフト トヨタフォークリフト8FB25

第5条(利用料)

当協議会の会員は、FCVならびにFCフォークリフトを無料で利用できるものとします。会員以外の方の利用については、事務局で判断いたします。

#### 第6条(利用期間)

1回の貸出につき、1週間以内を限度とします。ただし、当協議会が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。

#### 第7条(利用申請)

当協議会ホームページより申請様式をダウンロードの上、原則として貸出を希望される日の1週間前までに、当協議会宛にメールまたはFAXにてお申し込みください。利用目的、予約状況等によりご利用頂けない場合があります。

#### 第8条(貸出及び返却)

FCVならびにFCフォークリフトの貸渡は、利用申請書に記載した貸出日時に、「利用案内」記載の指定場所にて行うものとします。

#### 第9条(返却)

1. 利用者は、FCVならびにFCフォークリフトの利用を終えた時は、利用申請書に記載した返却日時に、指定場所に返却するものとします。
2. 利用者は、FCVならびにFCフォークリフト返却時に、「利用報告書」を当協議会宛に提出するものとします。

#### 第10条(取消し等)

1. 当協議会は、車両の故障、リコール、天災等の事由により当該車両の貸出が困難な状況となった場合、また、利用者の利用申請に虚偽等があった場合、利用承認を取り消すことが出来るものとします。
2. 貸出後に上述の事由が発生した場合、利用者は速やかに当該車両を返却するものとします。貸し出しの中止により利用者が被る不利益について、当協議会は一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条(禁止事項)

1. 下記の項目を禁止事項として定めます。
  - (1) 利用申請時に届け出た目的以外に使用すること  
(指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又はその関係者、その他反社会的組織が関わるイベント等での利用は厳禁とします)
  - (2) 転貸
  - (3) 当該車両の運転に必要な運転免許証を所持していないこと
  - (4) 酒気帯び運転
  - (5) 薬の服用後や体調不良での運転

(6) チャイルドシートを使用せず、6歳未満の幼児を同乗させること(※FCV)

#### 第12条 (管理責任)

1. 利用者は乗車前に必ず、自身で操作ボタンの動作チェック等の確認を行うこと
2. 利用者は道路交通法等、運転に係る法律を遵守し、正しい利用を心がけること
3. 利用者は、利用車両の異常または故障を発見した場合、また汚損した場合等、車両にトラブルが生じた際は、直ちに当協議会に報告をし、当協議会の指示に従うこと

#### 第13条 (損害賠償)

利用期間中、運転者ならびに同乗者の故意または過失による事故・破損・盗難・紛失等により、当該車両に損害が発生した場合、利用者はその損害を賠償するものとします。また、利用者に損害が生じた場合について、当協議会は一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条 (盗難発生時の対応)

利用期間中に当該車両の盗難が発生した時、また、その他の被害を受けた時は、次に定める措置をとるものとします。

- (1)速やかに最寄りの警察に通報し、また状況等を当協議会に報告すること
- (2)当協議会が契約している保険会社が要求する書類について遅滞なく提出すること

#### 第15条 (管轄裁判所)

本利用規約及び利用案内に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、当協議会の所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本利用規約は2020年4月1日から施工するものとします。